

(別紙)

留 意 事 項

1 免許申請を必要とする方について

令和5年中に麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者の免許を受け、令和7年12月31日で有効期間が満了する方が、今回の継続申請の対象となります。(申請前に、免許証の有効期間が「令和7年12月31日まで」となっていることを必ずご確認ください。)

令和8年1月1日以降も継続して免許を取得する場合は、10月17日(金)(必着)までに、麻薬業務所の所在地を管轄する県の保健所に免許申請をしてください。

2 免許申請書の記載について

- (1) 申請書枠外左上の余白に「継続」と朱書きし、以下の手数料(麻薬卸売業者は15,000円、その他の麻薬取扱者は4,200円)の額に相当する愛媛県収入証紙を貼付してください。
 - ・麻薬卸売業者・・・15,000円
 - ・麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者・・・4,200円
- (2) 「麻薬_____者免許申請書」欄の空所は、受けようとする免許の種別(「卸売業」・「小売業」・「施用」・「管理」・「研究」のいずれか)を記載してください。
- (3) 「麻薬業務所」欄は、医療法、獣医療法等に基づく届出等又は医薬品医療機器等法に基づく許可のと通りの名称を記載してください。
- (4) 「従として診療に従事する麻薬診療施設の所在地及び名称」欄について、該当のない場合、「該当なし」と記載するか、斜線で枠を消してください。
- (5) 「氏名」欄は、正しく記載し、ふりがなを記載してください。

3 その他

- (1) 令和7年12月31日で有効期間が満了した免許証は、令和8年1月15日までに麻薬取扱者免許証返納届に免許証を添付し、麻薬業務所の所在地を管轄する県の保健所へ提出してください。
- (2) 引き続き麻薬取扱者の免許を受けない等により、麻薬業務所でなくなる場合は、免許証の返納とともに、在庫麻薬届等の手続きを行ってください。
- (3) 本年から麻薬施用者、管理者免許の継続取得のための申請についても、新規申請と同様に医師(歯科医師、獣医師、薬剤師)免許証の添付が必要となっていますので、ご注意ください。